

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和 8 年 1 0 月 7 日

国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所 管理部門長 廣瀬 太郎

1. 調達内容

- (1) 調達件名及び数量 (単価契約) トラフグ耳石内部標識判別による混入率算定業務
- (2) 調達仕様 入札説明書による。
- (3) 履行期限 令和 9 年 3 月 1 2 日
- (4) 履行場所 入札説明書による。
- (5) 入札方法 入札金額は、1 検体当たりの単価を記載すること。また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 1 0 に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 1 0 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載すること。

2. 競争参加資格

- (1) 国立研究開発法人水産研究・教育機構契約事務取扱規程 (平成 1 3 年 4 月 1 日付け 1 3 水研第 6 5 号) 第 1 2 条第 1 項及び第 1 3 条の規定に該当しない者であること。
- (2) 令和 7 ・ 8 ・ 9 年度国立研究開発法人水産研究・教育機構競争参加資格又は全省庁統一資格の「役務の提供等」の業種「調査・研究」で「 A 」、「 B 」、「 C 」又は「 D 」いずれかの等級に格付けされている者であること。
- (3) 国立研究開発法人水産研究・教育機構理事長から物品の製造契約、物品の販売契約及び役務等契約指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
ただし、全省庁統一資格に格付けされている者である場合は、国の機関の同様の指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
- (4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律 (平成 3 年法律第 7 7 号) 第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。
- (5) 本業務を履行しうる知識・技術を有することを証明した者であること。
- (6) 仕様書を踏まえた実施体制を整備するとともに、第三者に委託することなく業務責任者 (査定結果の最終判定を行える者) を有していることを証明した者であること。

3. 入札説明書等の交付方法

- 競争参加希望者は、以下により入札説明書等 (入札説明書、入札心得書、契約書案、入札書様式、委任状様式等) の交付を受けること。
- ① 直接交付
広島県廿日市市丸石 2 - 1 7 - 5
国立研究開発法人水産研究・教育機構
水産資源研究所管理部門管理課
電話 0 8 2 9 - 5 5 - 3 6 4 5
F A X 0 8 2 9 - 5 4 - 1 2 1 6
 - ② 宅配便着払いによる交付
任意書式に「 (単価契約) トラフグ耳石内部標識判別による混入率算定業務入札説明書宅配便にて希望」と記入し、社名、担当者名、住所、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。
 - ③ メールによる交付
任意書式に「 (単価契約) トラフグ耳石内部標識判別による混入率算定業務入札説明書メールにて希望」と記入し、社名、担当者名、メールアドレス、電話番号を記載のうえ、上記 ① あて F A X 送信すること。

- 4 . 入 札 説 明 会 の 日 時 及 び 場 所 等

仕 様 書 等 に 関 し 質 疑 が あ る 場 合 に は 、 令 和 8 年 1 0 月 9 日 ま で に 上 記 3 . あ て に メ ー ル (ア ド レ ス は 入 札 説 明 書 に 記 載) 又 は フ ァ ッ ク ス に て 質 疑 を 行 う こ と 。 当 日 ま で の 質 疑 を 取 り ま と め 、 回 答 は 入 札 説 明 書 受 領 者 全 員 に 対 し て 行 う と と も に 当 機 構 の ホ ー ム ペ ー ジ に て 公 表 す る こ と に よ り 入 札 説 明 会 に 代 え る 。
な お 、 当 該 日 以 降 に 質 疑 が 発 生 し た 場 合 も 随 時 受 け 付 け 、 同 様 に 対 応 す る 。
た だ し 、 質 疑 内 容 に 個 人 に 関 す る 情 報 で あ っ て 特 定 の 個 人 を 識 別 し 得 る 記 述 が あ る 場 合 及 び 法 人 等 の 財 産 権 等 を 侵 害 す る お そ れ の あ る 記 述 が あ る 場 合 に は 、 当 該 箇 所 を 伏 せ 又 は 当 該 質 疑 を 公 表 せ ず 、 質 疑 者 の み に 回 答 す る こ と が あ る 。
- 5 . 証 明 に 関 す る 事 項

(1) 証 明 書 等

(2) 提 出 場 所

(3) 提 出 期 限

競 争 参 加 者 は 、 上 記 2 . (5) 及 び (6) を 証 明 す る 証 明 書 等 を 提 出 し な け れ ば な ら ない 。
入 札 説 明 書 に よ る 。
3 . ① に 同 じ 。
令 和 8 年 1 0 月 1 4 日 1 7 時
- 6 . 入 札 の 日 時 及 び 場 所 等

(1) 入 札 の 日 時 及 び 場 所

(2) 郵 便 に よ る 入 札 書 の 受 領 期 限 及 び 提 出 場 所

令 和 8 年 1 0 月 3 0 日 1 4 時 0 0 分
神 奈 川 県 横 浜 市 金 沢 区 福 浦 2 - 1 2 - 4
国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構
横 浜 庁 舎 ビ デ オ ラ イ ブ ラ リ ー 室

令 和 8 年 1 0 月 3 0 日 1 2 時 0 0 分
6 . (1) に 同 じ 。
- 7 . そ の 他

(1) 契 約 手 続 き に お い て 使 用 す る 言 語 及 び 通 貨

(2) 入 札 保 証 金 及 び 契 約 保 証 金

(3) 入 札 の 無 効

(4) 契 約 書 作 成 の 要 否

(5) 落 札 者 の 決 定 方 法

(6) 競 争 参 加 者 は 、 入 札 の 際 に 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 研 究 ・ 教 育 機 構 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し 又 は 全 省 庁 統 一 資 格 の 資 格 審 査 結 果 通 知 書 写 し を 提 出 す る こ と 。

(7) 詳 細 は 入 札 説 明 書 に よ る 。

日 本 語 及 び 日 本 国 通 貨 。

免 除 。

本 公 告 に 示 し た 競 争 参 加 資 格 の な い 者 の 提 出 し た 入 札 書 及 び 入 札 に 関 す る 条 件 に 違 反 し た 入 札 書 は 無 効 と す る 。

要 。

予 定 価 格 の 制 限 の 範 囲 内 で 最 低 価 格 を も っ て 有 効 な 入 札 を 行 っ た 入 札 者 を 落 札 者 と す る 。
- 8 . 契 約 に 係 る 情 報 の 公 表

(1) 公 表 の 対 象 と な る 契 約 先

次 の ① 及 び ② い ず れ に も 該 当 す る 契 約 先

① 当 機 構 に お い て 役 員 を 経 験 し た 者 (役 員 経 験 者) が 再 就 職 し て い る こ と 又 は 課 長 相 当 職 以 上 の 職 を 経 験 し た 者 (課 長 相 当 職 以 上 経 験 者) が 役 員 、 顧 問 等 ※ 注 1 と し て 再 就 職 し て い る こ と

② 当 機 構 と の 間 の 取 引 高 が 、 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 3 分 の 1 以 上 を 占 め て い る こ と ※ 注 2

な お 、 「 当 機 構 」 と は 、 改 称 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 及 び 国 立 研 究 開 発 法 人 水 産 総 合 研 究 セ ン タ ー 、 統 合 前 の 独 立 行 政 法 人 水 産 大 学 校 を 含 み ま す 。

※ 注 1 「 役 員 、 顧 問 等 」 に は 、 役 員 、 顧 問 の ほ か 、 相 談 役 そ の 他 い か な る 名 称 を 有 す る 者 で あ る か を 問 わ ず 、 経 営 や 業 務 運 営 に つ い て 、 助 言 す る こ と 等 に よ り 影 響 力 を 与 え る と 認 め ら れ る 者 を 含 む 。

※ 注 2 総 売 上 高 又 は 事 業 収 入 の 額 は 、 当 該 契 約 の 締 結 日 に お け る 直 近 の 財 務 諸 表 に 掲 げ ら れ た 額 に よ る こ と と し 、 取 引 高 は 当 該 財 務 諸 表 の 対 象 事 業 年 度 に お け る 取 引 の 実 績 に よ る 。

(2) 公 表 す る 情 報

上 記 (1) に 該 当 す る 契 約 先 に つ い て 、 契 約 ご と に 、 物 品 役 務 等 の 名 称 及 び 数 量 、 契 約 締 結 日 、 契 約 先 の 名 称 、 契 約 金 額 等 と 併 せ 、 次 に 掲 げ る 情 報 を 公 表 す る 。

① 当 機 構 の 役 員 経 験 者 及 び 課 長 相 当 職 以 上 経 験 者 (当 機 構 O B) の 人 数 、 職 名 及 び

- 当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
- 3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

(3) 当機構に提供していただく情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

(5) その他

当機構ホームページ（契約に関する情報）に「国立研究開発法人水産研究・教育機構が行う契約に係る情報の公表について」が掲載されているのでご確認くださいとともに、所要情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくようご理解とご協力をお願いいたします。

なお、応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了解願います。

9. 公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について

当機構では、国より示された「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定）に沿って、公的研究費の契約等における不正防止の取り組みを行っており、取り組みのひとつとして、取引先の皆様に「国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項」（URL：https://www.fra.go.jp/home/keiyaku/files/pledge_requestnote_contract2.pdf）をご理解いただき、一定金額以上の契約に際して、当該注意事項を遵守する旨の「誓約書」の提出をお願いしています。

公的研究費の不正防止関係書類（①公的研究費の不正防止にかかる「誓約書」の提出について、②国立研究開発法人水産研究・教育機構との契約等にあたっての注意事項、③誓約書）は、入札説明書に添付しますので、契約相手方となった場合は、誓約書の提出をお願いします。

なお、当機構の本部、研究所、開発調査センター、水産大学校いずれか1箇所に1回提出していただければ、当機構内の次回以降の契約では再提出する必要はありません。

業 務 仕 様 書

1. 件 名 (単価契約) トラフグ耳石内部標識判別による混入率算定業務
2. 業務目的 本業務は、水産資源調査・評価推進委託事業の一環でトラフグ日本海・東シナ海・瀬戸内海系群の資源評価に必要な人工種苗混入率調査において、耳石内部標識判別による天然魚と人工種苗の判別を行い、集計することを目的とする。
3. 業務場所 請負業者指定場所
4. 履行期限 令和 9 年 3 月 12 日
5. 予定数量 約 1,000 検体

6. 業務内容

(1) 試料の送付について

業務契約後、指定する月から、前月までに当所担当者が収集したトラフグ当歳魚の頭部を請負業者指定場所に送付する。毎月の送付数は当所担当者との協議の上決定する。なお、概ねの発送予定は以下のとおり。

発送予定時期	10月末	11月末	12月末	1月末
発送予定数量	200	200	300	300

※変更の可能性あり

(2) 試料の確認について

請負業者は供試魚頭部を受け取ったら、速やかに個体番号と標本一覧表を照合し、漏れがないかを確認する。確認後、標本一覧表の受領確認欄に確認印を押し、当所担当者へ返送する。個体番号と標本一覧表との不一致や輸送中の事故があった場合は、速やかに当所担当者に連絡し、取扱いについて協議する。

(3) 耳石の摘出

個体番号と標本一覧表が一致していることを確認した後、受け取った供試魚頭部を開頭し、左右の扁平石、礫石、星状石を摘出する。内部標識の確認は扁平石を用い、礫石、星状石は、耳石周囲の耳石囊残骸を除去した後、マイクロチューブに入れ、グリセリンで封入して保管する。扁平石の耳石囊残骸の除去には 10% 水酸化ナトリウム水溶液に浸漬して確実に残骸を除去する。なお 10% 水酸化ナトリウム水溶液への浸漬時間は通常、概ね 4 時間程度であるが、残骸の除去程度に応じて適宜、浸漬時間を調節する。保管した耳石（礫石と星状石）は検鏡試料（樹脂包埋した扁平石）と共に、当所担当者へ返送する。

なお、本種の耳石のうち、人工種苗放流魚の耳石は、摘出時に結晶化や変形、癒合、崩壊といった奇形を生じている場合がある。特に崩壊している場合も各部位は回収し、(4)に示す方法で同一の樹脂に包埋を行うこととする。

(4) 樹脂包埋

左右の扁平石を、2 穴ホールスライドの中央底部に配置し、標本封入剤を用いて封入する。扁平石の配置は、凸側を検鏡表面に置き、凹側をホールスライドに設置するように配置する。なお、左右の扁平石をともに同一のホールに収容し、1 枚の 2 穴ホールスライドに対して、2 検体分の試料が収容できるようにする。試料の配置は別紙の通りとする。標本封入剤はマウントクイック(大道産業株式会社)または同等品とする。同等品を用いる場合は、検鏡作業に支障がないことを確認の上、使用すること。2 穴ホールスライドには個体番号が分かるように記載、もしくはラベルを貼り付ける。

(5) 検鏡

蛍光顕微鏡を用い、アリザリンコンプレクソン標識の有無を確認する。標識の有無の判定に用いる励起光は、G 励起を用い判定する。なお、夾雑物等による自家蛍光により、G 励起での判定が困難な場合は B 励起もしくは判定できる他の励起フィルターを選択して判定しても良いが、その場合は結果の記録において、使用した各励起条件を記録すること。

(6) 結果の記録

検鏡結果として、標本一覧表の天然・放流の判定欄に天然・放流の記載をする。(3)に示したような奇形の場合、蛍光標識の励起光が確認できない場合があるが、標本一覧表は当所担当者から電子ファイル(エクセルファイル)でも送付するので、そのファイルに記載し、結果を(7)に示す方法で送付する。

(7) 成果物

記録した結果は DVD3 枚に保存し、当所担当者へ送付する。作成した扁平石封入試料(扁平石が封入されたホールスライド)は、適宜スライドボックスに梱包し、当所担当者へ送付する。また、摘出した礫石、星状石は、マイクロチューブに入れ、グリセリンに封入した状態で当所担当者へ送付する。

・提出先: 〒739-0452 広島県廿日市市丸石 2-17-5

国立研究開発法人水産研究・教育機構 水産資源研究所 廿日市庁舎

7. そ の 他

- (1) 試料作成に必要な用具類、試薬類および請負業者からの試料の発送費用、成果物の発送費用、試料作成時に生じた魚体残骸等の廃棄物の処理費用については請負業者が負担する。
- (2) 提出された成果物について、担当者が確認を行い、不備が発覚した際は全面やり直しを命ずることがある。
- (3) 業務で知り得た情報については、社内で適切に管理し、第三者への開示はしないこと。
- (4) 本業務実施にあたり使用する消耗品類は、全て請負業者において用意すること。
- (5) 詳細については、当所担当者と協議の上で施行するものとする。